

事前確認シートの記入要領

[I] 事前確認シートとは？

事前確認シートは、「海外出張」「海外又は非居住者・特定類型該当者への技術・情報の提供」「物品の輸出(ハンドキャリーを含む。)」 「外国人・非居住者・特定類型該当者の受入」の前に、安全保障上の懸念度の確認を行い、懸念度に応じて適切に処理するとともに、それを記録するためのツールです。申請者は正確に記入し、研究・社会連携部に提出してください。研究・社会連携部から受入可又は取引可の通知を得て初めて、受入、海外出張、技術・情報の提供、物品の輸出が可能になります。

[II] 事前確認シートの様式を選択

(1) 様式 2 号 事前確認シート【技術・情報の提供/物品の輸出用】

海外出張、海外又は非居住者・特定類型該当者への技術・情報の提供(様式 3 号を起案している場合を除く。)、物品の輸出(ハンドキャリーを含む。)の予定がある場合は、事前にこの様式 2 号を用いて、これら行為の可否(取引可否)の審査が必要です。審査では、様式 2 の記載内容に基づき安全保障上の懸念度を判定し、「取引可」か「輸出管理委員会での審査が必要」かを決定します。従って、申請者は、提供・輸出の相手先、技術・情報又は物品の内容、それらの用途等を正確に記載するとともに、適切な箇所にチェックを付けて、研究・社会連携部に提出ください。研究・社会連携部から取引可の通知があるまでは、海外出張・提供・輸出ができません。

(2) 様式 3 号 事前確認シート【外国人等(学生・研究者・訪問者等)受入用】

外国人、非居住者、特定類型該当者の学生、研究者、訪問者の受入予定がある場合は、受入の前にこの様式 3 号を用いて、受入可否の審査が必要です(※)。審査では、様式 3 号の記載内容に基づき安全保障上の懸念度を判定し、「受入可」か「輸出管理委員会での審査が必要」か否かを決定します。従って、受入教員は、受入予定者の CV(Curriculum Vitae)や使用する機器のカタログ等を確認して、様式 3 号に、経歴、出身 組織、本学滞在中の研究内容、使用する機器の仕様等を正確に記載するとともに、適切な箇所にチェックを付けて、研究・社会連携部に提出ください。研究・社会連携部から受入可の通知があるまでは、受入できません。出入国在留管理局への在留資格認定証明書(CoE)申請時に、本シートの提出を求められることがあります。

(※) 表敬訪問等で様式 3 号の提出が不要と判断される場合でも、技術提供を伴う時や懸念が生じたときは、研究・社会連携部へご相談ください。

[III] 記入要領 <申請者向け>

(1) 様式 2 号 事前確認シート【技術・情報の提供/物品の輸出用】

別シート『<記入例>様式 2(技術・情報の提供・物品の輸出用)』の緑色の丸付き数字の必要な箇所に記入ください。下記の番号は、その丸付き数字の番号に対応しているので、記入の参考にしてください。

- ① 技術・情報の提供又は物品の輸出をする申請者が本シートを記入した年月日を記入ください。
- ② 「申請者」の情報を記入ください。自署及び押印は不要です。学生が海外出張、技術・情報の提供、物品の輸出をする場合は、学生が申請者として起案ください。・本学の複数の方が同一案件で海外出張する場合は、個別に事前確認シートを作成し、「同行者(所属・氏名)」欄に同行者の所属・氏名を列挙ください。また、学生や研究員などが申請する場合は、指導教員の欄も記入ください。
- ③ 提供予定の技術・情報又は輸出する物品の実際の利用者(最終需要者)の情報を記入ください。実際の利用者が申請者本人であるなど、送付先と、最終的な利用者・需要者とが異なる場合は、両方を区別して記入ください。複数名に提供する場合は全ての相手先を記入ください。学会参加の場合は、学会名と開催地を記入し、参加者名簿などがある場合は別紙で提出ください。なお異なる内容の技術・情報の提供/物品の輸出を行う場合は、個別に事前確認シートの提出が必要です。
- ④ 国内で技術・情報の提供がある場合(例:国内で開催される講習会や学会での発表など)、提供相手について、特定類型該当者のチェックをしてください。複数の該当者が見込まれる場合は参加者名簿など別紙で提出ください。

* 特定類型該当者とは、①「外国法人等・外国政府等と雇用契約等がある者」、②「外国政府等から奨学金等の資金提供を個人として受ける者」、③「日本での行動に関し外国政府等の指示・依頼を受ける者」に該当する居住者です(詳細は「特定類型参考シート」参照)。
- ⑤ 技術・情報の提供がある場合に記入する箇所です。「提供予定の技術・情報の概要」欄に、提供する技術・情報の内容を記載ください。共同研究等の場合はその研究の概要を、論文に関する技術提供の場合はその論文名を、記載に含めてください。「提供予定期間」欄も記入ください。
- ⑥ 物品の輸出がある場合に記入する箇所です。「輸出する物品の名称」欄に、輸出する物品名を記載ください。購入品の場合は、製造元の型番も明記してください。「輸出する物品の用途(使用目的)」欄には、相手先がその物品をどのような用途に用いるかの観点で記載ください。「輸出予定時期」欄も記入ください。

⑦ <事前確認 1>は海外出張、海外の人へのオンラインでの講演等に関する確認です。いずれかに当たる場合は該当箇所にチェックし、設問 1 に回答ください。

⑧ <事前確認 2>では「技術・情報の提供」と「物品の輸出」のどちらか又は両方にチェックください。物品については、自作品か購入品かも明示ください。

⑨ 3 で記入した相手先の情報を元に、設問 2 に回答ください。外国ユーザリストは、経済産業省が安全保障上懸念のある組織をリストアップしたものです。通常、年に 1 回以上更新されるので、必ず最新版を、指定の URL からダウンロードして利用ください。

⑩ 相手先のホームページややり取りしたメール、MTA(Material Transfer Agreement)などの契約書等を確認して、3 に記載した相手先に懸念があるか、及び、4・5 に記載した提供予定の技術・情報又は 輸出する物品がどのような用途に用いられ、その用途に懸念があるかの観点で、設問 3 に回答ください。

⑪ おもて面の情報を元に、適切な箇所にチェックください。

⑫ 技術・情報の提供がある場合に記入する箇所です。「公知」「基礎科学分野」に関する特例が適用可能な場合は、「1 すでに公知の～」又は「2 基礎科学 分野の～」にチェックし、適用可能の根拠を記入欄に記載ください。公知の特例を適用する場合は、提供技術の範囲を明確にする必要があるので論文名・論文番号を記載ください。特例の安易な適用は法令違反につながりますので、注 1 と注 2 を熟読し、慎重に判断ください。ロシア・ベラルーシ向けにはこれらの特例の適用はできません。

(2) 様式 3 号 事前確認シート【外国人等(学生・研究者・訪問者等)受入用】

別シート『<記入例> 様式 1(外国人等受入用)』の緑色の丸付き数字の必要な箇所に記入ください。下記の番号は、その丸付き数字の番号に対応しているので、記入の参考にしてください。

① 受入教員等が本シートを記入した年月日を記入ください。

② 受入教員や連絡先等の情報を、以下を参考にして記入ください。

・「申請者(受入教員等)」の情報を記入ください。自署及び押印は不要です。

③ 受入予定者の情報を記入ください。CV など経歴が分かる資料を添付ください。

④ 「本学での研究内容と 受入予定者に提供する技術・情報の内容」の欄には、受入期間中に研究活動等を通じて、本学から受入予定者に提供する技術・情報について記載ください。通常以下の内容は含めてください。

- a) 受入予定者が、本学滞在中に行う研究内容(数行で記載)
- b) 受入予定者が、本学滞在中に加工用・試験用・測定用等の機器を用いる場合は、主要な機器の品名と型番を記載(列挙して記載、別紙添付でも可。) この欄に記載された内容を元に、設問 3 の用途の確認、及び、設問 4 と裏面のリスト規制の確認(該非判定)を行いますので過不足なく記載ください。研究概要が分かる資料を添付ください。

⑤ 受入予定者の本学での身分、受入予定期間について記入ください。

⑥ 受入予定者の経歴と出身組織を、CV (Curriculum Vitae)などで確認し、さらに帰国後の所属機関等の情報があれば、それらを元に設問 1, 2 に回答ください。外国ユーザリストは、経済産業省が安全保障上懸念のある組織をリストアップしたものです。通常、年に 1 回以上更新されるので、必ず最新版を、指定の URL からダウンロードして利用ください。

⑦ 受入予定者の現在・過去の研究内容や、ホームページ等の公開情報から入手した所属機関の懸念情報に照らして、4 で記載した内容(研究内容や機器類に関連する技術など)が、どのような用途に用いられ、その用途に懸念があるかの観点で、設問 3 に回答ください。

⑧ 設問 4 では、詳細な該非判定(裏面で実施)が必要な規制項番を、リスト規制の候補として予め洗い出します。4 で記載した内容(研究内容や機器類に関連する技術など)が、リスト規制対象品目に該当するかの観点で回答ください。使用の技術・情報が広く規制されており、機器の操作方法を教える程度でも、規制される場合があるため「はい」で回答する必要があります。

リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術の合体マトリクス表」

(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)を参照して下さい。「貨物・技術の 合体マトリクス表」は、経済産業省がリスト規制品目の詳細仕様を掲載したもので、詳細な該非判定 は、この表を用いてキーワード検索等により行います。

(<記入例>の解説。4 で記載した「酸化物磁性体」は、5 項(6)「金属性磁性材料」でなく、一覧にその他の規制もなく、関連項番は記入していない。「酸化物をマトリクスとするセラミック複合材料」は、5 項(14)の規制対象なので記入。実験で使用するコーティング装置と磁力計は操作だけをするので、一覧に掲載されている色を確認する。コーティング装置 6 項(5)は赤字、磁力計 10 項(9)は黒字なので、6 項(5)は記入し、10 項(9)は未記入。)

⑨ おもて面の設問 1~2 の回答を元に、チェックください。

⑩ 「公知」「基礎科学分野」に関する特例が適用可能な場合は、「1 すでに公知の～」又は「2 基礎科学分野の～」にチェックし、適用可能な根拠を記入欄に記載ください。公知の特例を適用する場合は、提供技術の範囲を明確にする必要があるので論文名・論文番号を記載ください。特例の安易な適用 は

法令違反につながりますので、注 1 と注 2 を熟読し、慎重に判断ください。ロシア・ベラルーシ向けにはこれらの特例の適用はできません。

⑪ 雇用での受入を予定している場合は、3 の条件を確認して、チェックの要否を判断ください。

外国人等（学生、研究者・訪問者等）